

係長		調査		設計	
----	---	----	---	----	---

業務委託設計書	所管	事業部 水質課
---------	----	---------

費目	2025年度 70 水質調査費	大阪市包括事業費 業務委託(その他)
委託名称	2025年度水質機材等運搬業務委託	
委託場所	東部設備管理課 外	
履行期間	2025年4月1日～2026年3月31日	

委 託 概 要

本業務は、大阪市内の水質管理業務に係る水質機材および検体を各場所へ運搬するものである。

2025年度
水質機材等運搬業務委託

特記仕様書

目 次

第1章 総則	1
第2章 委託項目	1
第3章 水質機材等運搬業務	1～3
別表1 各所在地一覧	4
別表2 輸送の種類および各運搬ルート の想定回数.....	5
別紙1 水質機材等運搬月報	6
別紙2-1、別紙2-2 業務日報	7～8
別紙3-1、別紙3-2 業務日報（2便対応版）	9～10
添付図面	全9枚

第1章 総則

第1条 適用仕様書

本業務委託は、クリアウォーターOSAKA 株式会社（以下「当社」という。）作成による業務委託共通仕様書及び特記仕様書に基づき実施する。なお、業務委託共通仕様書は当社のホームページに掲載している。

掲載URL

https://www.clearwater-osaka.jp/wp-content/uploads/2024/09/itaku_kyotsu_202410-1.pdf

第2条 暴力団の排除

暴力団等の排除については、当社のホームページに掲載の特記仕様書を遵守すること。

掲載URL

<https://www.clearwater-osaka.jp/wp-content/uploads/2023/08/tokkishiyou.pdf>

第2章 委託項目

第3条 委託項目

本業務委託の項目は次のとおりとする。

水質機材等運搬業務

第3章 水質機材等運搬業務

第4条 用語の定義

- (1) 「水質機材等」とは、下水試料ならびにそれらを採取または分析するために使用する機材、容器、試薬等を総称していう。
- (2) 「監督職員等」とは、監督職員に加え、東部、西部、南部および北部の設備管理課、各下水処理場、水質分析センター、舞洲スラッジセンターおよび大阪市建設局下水道部下水道資源循環課の当該業務を担当する職員をいう。
- (3) 「経路」とは、各運搬経路で水質機材等の受け渡しを行う順番をいう。
- (4) 「運搬ルート」とは、水質機材等を運搬する経路を系統立てたものをいう。

第5条 業務概要

本業務は、大阪市内の水質管理業務に係る水質機材等を、当社が指定する各場所（別表1 各所在地一覧参照）に運搬ルートに従って運搬するものである。

第6条 業務内容

本業務は長距離輸送と短距離輸送から成り、長距離輸送は計2種類の運搬ルート、短距離輸送は計11種類の運搬ルートで構成される。各輸送の内訳は別表2「輸送の種類

および各運搬ルートの想定回数」で示す。なお、各輸送の内訳は当社都合により変更することがある。また、天候等の影響により各項目における各輸送の合計運搬実績回数が、合計運搬想定回数と異なることが確実となった場合、速やかに契約内容を変更するものとする。

別表2に示すように各運搬ルートの経路に従って運搬し、各場所で水質機材等の受け渡しを行う。なお、各場所での受け渡し時間は概ね20分を想定している。各場所での詳細な受け渡し時間は第8条第2項に基づき提出する作業予定表に記載する。なお、緊急の場合を除き開庁時間内（9：00～17：30）に実施し、昼休憩時間内（12：15～13：00）の受け渡しは行わないものとする。

第7条 水質機材等の大きさ

水質機材等の大きさは、下水試料の入った20リットル以内のポリ容器、2リットル以内のポリ容器やガラス瓶を入れたクーラーボックス（横：30cm、縦：50cm、高さ：30cm程度、施錠あり）、自動採水器（直径：50cm、高さ60cm程度）等である。

なお、軽貨物自動車の荷台に積載できる範囲内の容量である。

第8条 作業実施日

1. 本業務の実施日は、2025年4月1日から2026年3月19日までの期間で、基本的には、次に掲げる日を除く毎日とする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日までの間）

2. 業務実施日の詳細については、監督職員等が、当月の25日までに翌月の作業予定表を受注者へ提出する。なお、4月の作業予定表については、監督職員等が前月の25日までに受注者へ提出する。

変更が生じた場合は、その都度、速やかに変更後の作業予定表を提出する。但し、緊急時においては、業務実施日の前日17時30分（当該日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに変更を指示する場合がある。

第9条 業務のキャンセル

監督職員等が、緊急事態等のやむを得ない事情により、指示した業務を当日にキャンセルした場合については、運搬回数を1回とカウントし、費用は発注者の負担とする。

第10条 業務遂行にあたっての遵守事項

- (1) 水質機材等を運搬する時は、他の荷物と混合積載してはならない。
- (2) 運搬に使用する自動車は、軽貨物自動車以上とし、雨天等による雨濡れや、搬送時の散逸を防ぐ措置を講じること。（幌付荷台や露天荷台は不可とする）
- (3) 車両運行に当たっては、積載物の荷崩れ等による容器破損、内容物の漏洩または、盗難その他の事故がないように適切な措置を講じること。

- (4) 車両は、監督職員等の指定する場所に駐車すること。

第11条 費用の負担

- (1) ガラス瓶等の割れ易いものは、発注者が破損や内容物の漏洩を防止する措置を実施しているが、故意に破損したと認められる場合は、受注者の負担とする。
- (2) 業務遂行に必要な物品および費用は、受注者の負担とする。
- (3) 有料道路の使用も可とするが、通行料は受注者の負担とする。
- (4) 監督職員等の指示に従わず、運搬業務を開始した場合は受注者の負担とする。

第12条 事故時の措置

万が一、交通事故やその他の損害等が発生した場合は、直ちに監督職員等に報告し、必要な措置を講じること。

また、損害賠償等については、受注者の責任で解決すること。

第13条 水質機材等運搬月報および業務日報の提出

水質機材等運搬月報は別紙1のとおりとし、翌月10日までに監督職員に1部提出する。ただし、3月分は完成時に提出する。

業務日報は、別紙2-1、別紙2-2、別紙3-1、別紙3-2のとおりとし、各運搬先の確認を受け、最終運搬場所の監督職員等に1部提出する。

第14条 その他

- (1) 業務実施にあたり、関係する全ての法令を遵守すること。
- (2) 契約締結後の本仕様書の解釈については、発注者の解釈に従うこと。
なお、本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者で協議して決定する。

以上

別表1 各所在地一覧

	名称	住所
①	東部 設備管理課 (東部方面管理事務所内)	城東区中浜1-17-10 (中浜下水処理場内)
②	建設局水質試験所	
③	建設局下水道資源循環課 (水質規制)	
④	西部 設備管理課 (西部方面管理事務所内)	西成区津守2-7-13 (津守下水処理場内)
⑤	水質分析センター	
⑥	南部 設備管理課 (南部方面管理事務所内)	住之江区泉1-1-189 (住之江下水処理場内)
⑦	平野下水処理場 ※	平野区加美北2-6-69
⑧	北部 設備管理課 (北部方面管理事務所内)	此花区高見1-2-47 (海老江下水処理場内)
⑨	大野下水処理場	西淀川区大野2-4-117
⑩	此花下水処理場	此花区西島5-10-62
⑪	十八条下水処理場	淀川区十八条1-8-1
⑫	舞洲スラッジセンター	此花区北港白津2-2-7

※下水処理場内の水質機材等を回収する作業がある。回収場所を平面図に示す。

別表2 輸送の種類および各運搬ルート of 想定回数

【長距離輸送】

運搬ルート	経路									運搬回数(回)	備考(運搬頻度)	
1	⑧北部 設備管理課	→	⑪十八条下水処理場	→	⑨大野下水処理場	→	⑩此花下水処理場	→	⑧北部 設備管理課		62 (想定)	月6回程度 (基本週1回だが、週2回の場合あり)
2	⑥南部 設備管理課	→	②建設局水質試験所	→	⑥南部 設備管理課						13 (想定)	月1回程度 (必要に応じて)
長距離輸送の合計										75		

【短距離輸送】

運搬ルート	経路									運搬回数(回)	備考(運搬頻度)		
3	③建設局下水道資源循環課 (①東部 設備管理課)	→	⑤水質分析センター	→	③建設局下水道資源循環課 (①東部 設備管理課)						240 (想定)	平日毎日 (1日2便の場合あり) (土日祝、年末年始、年度末を除く)	
4	⑦平野下水処理場	→	⑥南部 設備管理課	→	④西部 設備管理課	→	⑤水質分析センター	→	④西部 設備管理課	→	⑥南部 設備管理課	25 (想定)	月2回程度 (基本隔週だが、2週連続の場合あり)
5	⑦平野下水処理場	→	⑤水質分析センター	→	⑦平野下水処理場						25 (想定)	月2回程度 (基本隔週だが、2週連続の場合あり)	
6	⑧北部 設備管理課	→	⑤水質分析センター	→	⑧北部 設備管理課						48 (想定)	月4回程度(毎週)	
7	⑥南部 設備管理課	→	⑦平野下水処理場	→	⑥南部 設備管理課						49 (想定)		
8	④西部 設備管理課	→	②建設局水質試験所	→	④西部 設備管理課						1 (想定)	必要に応じて	
9	⑧北部 設備管理課	→	②建設局水質試験所	→	⑧北部 設備管理課						9 (想定)	月1回程度	
10	⑧北部 設備管理課	→	⑫舞洲スラッジセンター	→	⑧北部 設備管理課						5 (想定)	3か月に1回	
11	⑩此花下水処理場	→	⑧北部 設備管理課	→	⑤水質分析センター						0 (想定)	必要に応じて	
12	⑨大野下水処理場	→	⑧北部 設備管理課	→	②建設局水質試験所						0 (想定)	必要に応じて	
13	⑥南部 設備管理課	→	②建設局水質試験所								0 (想定)	必要に応じて	
短距離輸送の合計										402			

※各経路の各場所での受け渡し時間は、特記仕様書第8条第2項に基づき提出する作業予定表に記載した通りとする。
 交通事故、交通渋滞等により大幅な遅延が見込まれる場合は、直ちに監督職員等に報告し、必要な措置を講ずること。

別紙 1

水質機材等運搬月報

年 月分

業務責任者

日	曜日	運搬ルート	経路	担当者
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

業 務 日 報

別紙2-1

年 月 日 ()			運搬経路	
車 両 番 号	運 転 者 氏 名			
作 業 場 所	運 搬 内 容		確 認 時 刻	確 認 者
			AM PM	
			AM PM	
			AM PM	
			AM PM	
			AM PM	
			AM PM	
			AM PM	
			AM PM	

水質機材等運搬業務上の諸注意事項

1. 本運搬業務は、業務委託仕様書に従い運行すること。
2. 試料及び機材の受取り、引渡し時は、監督職員等の確認（署名）を受けること。
3. 本業務日報を、当日の運搬業務終了時、最終運搬先の監督職員等に提出すること。
4. 運搬業務中、試料等に異常が見られた場合は、直ちに、監督職員等に連絡を行い、指示をうけること。
5. 試料運搬は、安全上、重ね積みを厳禁とする。
6. 事前に運搬方法等に指示がある場合は、その指示に従うこと。

《連絡先》

クリアウォーターOSAKA株式会社 事業部 水質課

TEL: 06 (7506) 9484

業 務 日 報

別紙3-1

年 月 日 ()			運搬経路	
車 両 番 号	運 転 者 氏 名			
【第1便】				
作 業 場 所	運 搬 内 容	確 認 時 刻		確 認 者
		AM	PM	
		AM	PM	
		AM	PM	
【第2便】				
作 業 場 所	運 搬 内 容	確 認 時 刻		確 認 者
		AM	PM	
		AM	PM	
		AM	PM	
第1便と第2便の車両、運転者が異なる場合は下記に第2便の車両、運転者を記入して下さい。				
車 両 番 号	運 転 者 氏 名			

水質機材等運搬業務上の諸注意事項

1. 本運搬業務は、業務委託仕様書に従い運行すること。
2. 試料及び機材の受取り、引渡し時は、監督職員等の確認（署名）を受けること。
3. 本業務日報を、当日の運搬業務終了時、最終運搬先の監督職員等に提出すること。
4. 運搬業務中、試料等に異常が見られた場合は、直ちに、監督職員等に連絡を行い、指示をうけること。
5. 試料運搬は、安全上、重ね積みを厳禁とする。
6. 事前に運搬方法等に指示がある場合は、その指示に従うこと。

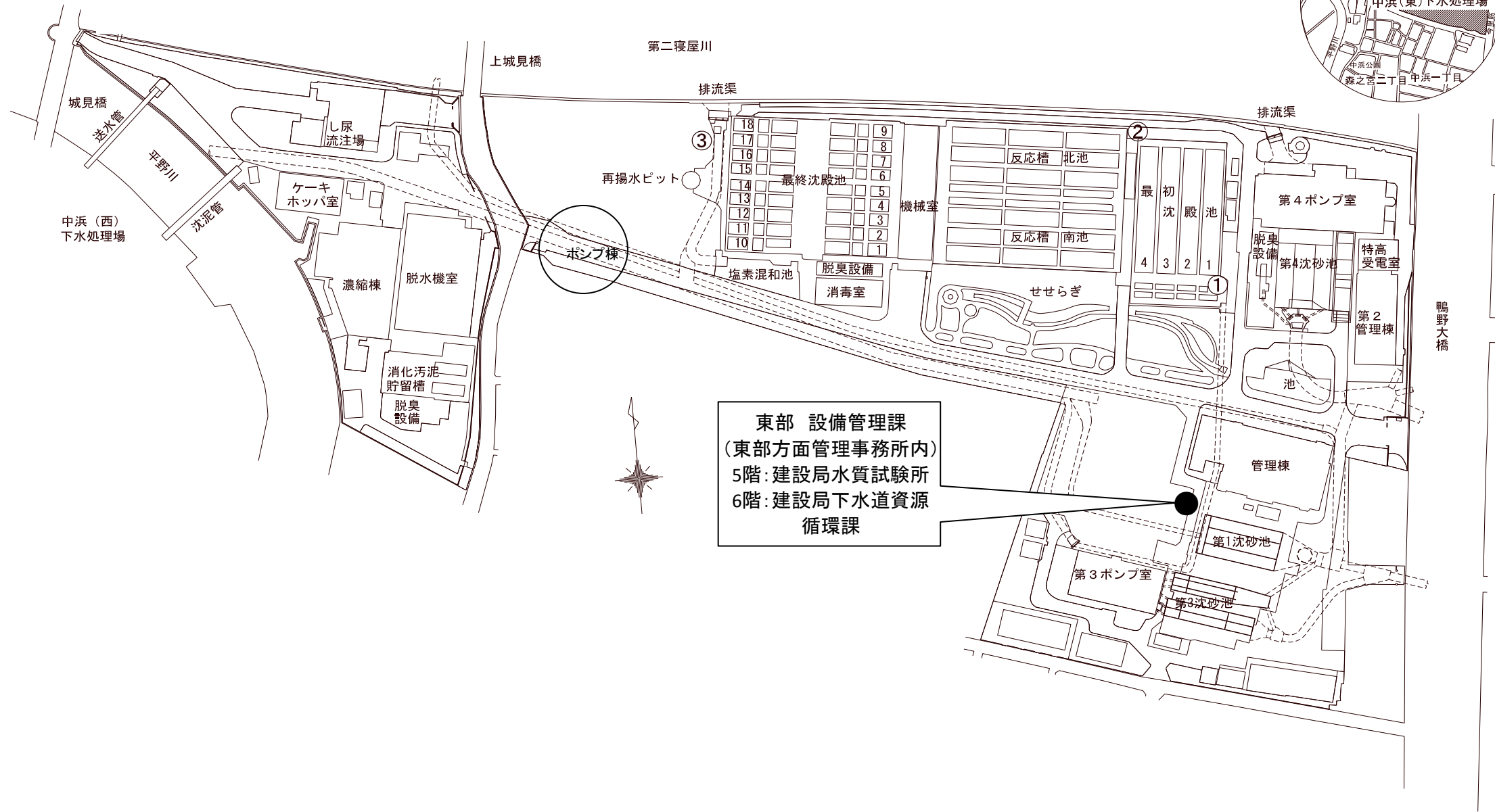
《連絡先》

クリアウォーター-OSAKA株式会社 事業部 水質課

TEL: 06 (7506) 9484

中浜下水処理場(東) 一般平面図

付近見取図



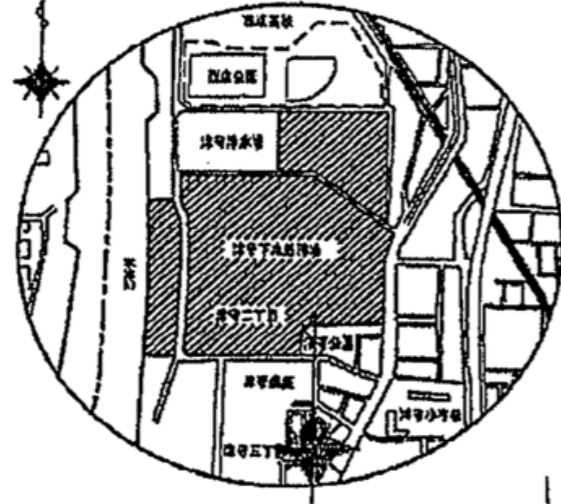
東部 設備管理課
(東部方面管理事務所内)
5階: 建設局水質試験所
6階: 建設局下水道資源循環課



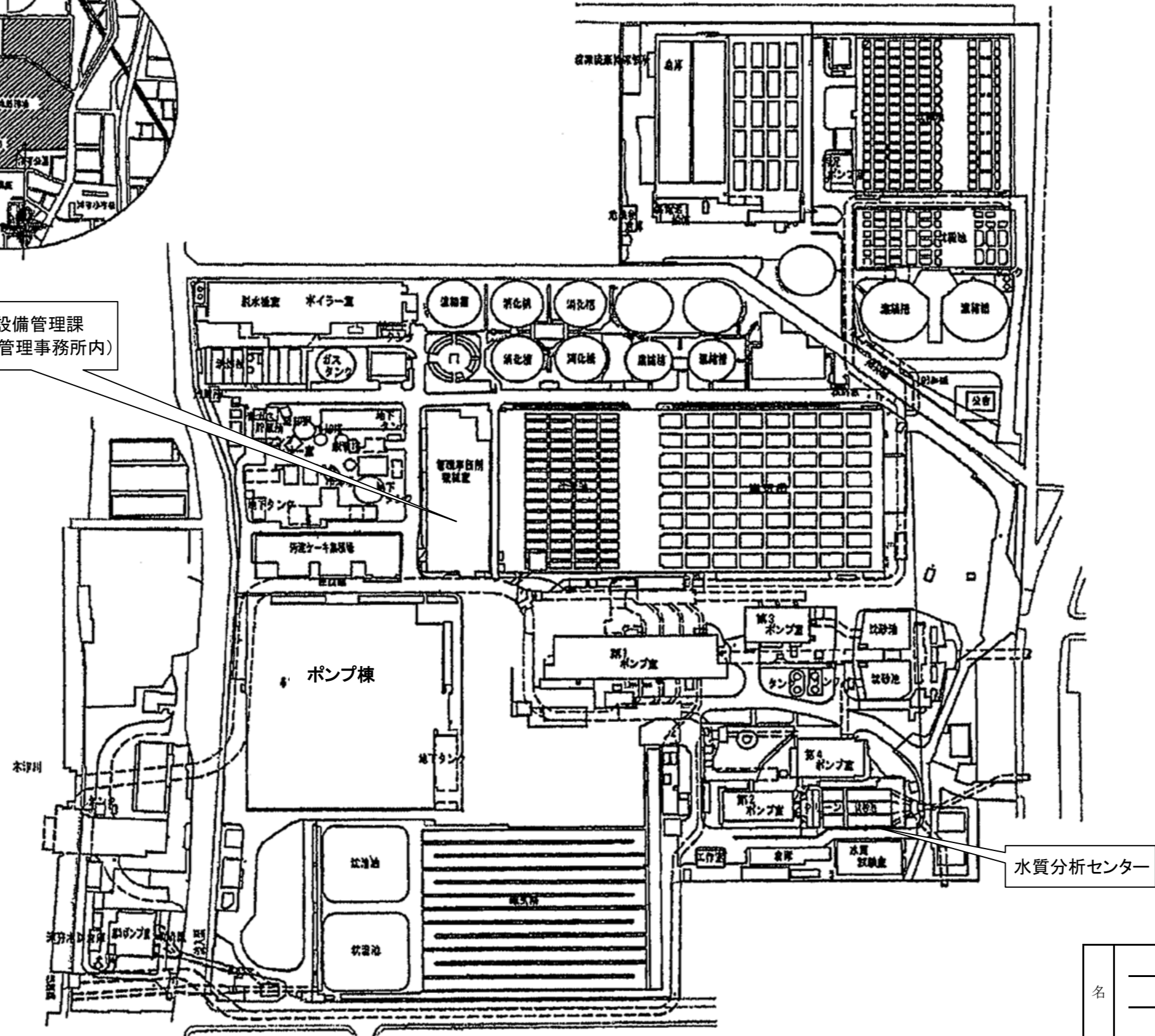
名	2025年度水質機材等運搬業務委託			
称	中浜下水処理場(東) 一般平面図			
	全葉	9	のうち	1号
尺度	-	図番	-	日付
大阪市城東区中浜1-17-10 事業部 水質課				

津守下水処理場 一般平面図

付近見取図



西部 設備管理課
(西部方面管理事務所内)

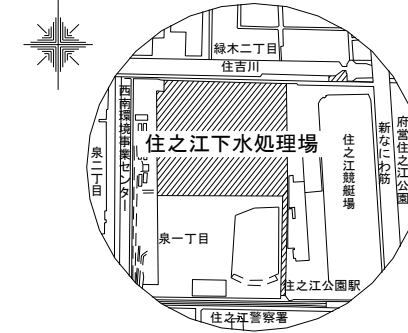
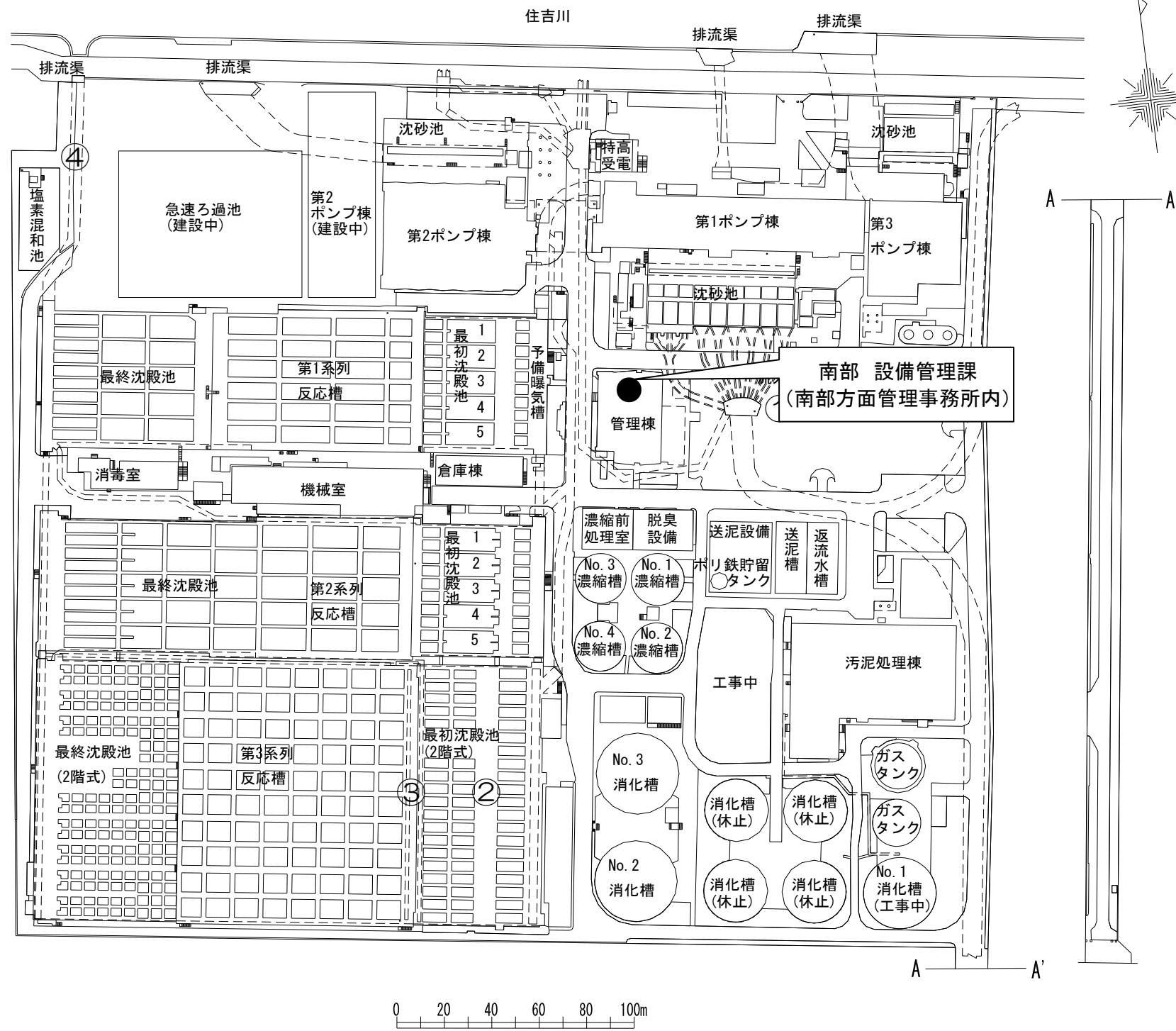


水質分析センター

名	2025年度水質機材等運搬業務委託				
称	津守下水処理場 一般平面図				
	全葉 9 のうち 2 号				
尺度	-	図番	-	日付	-
事業部 水質課					

住之江下水処理場 一般平面図

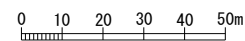
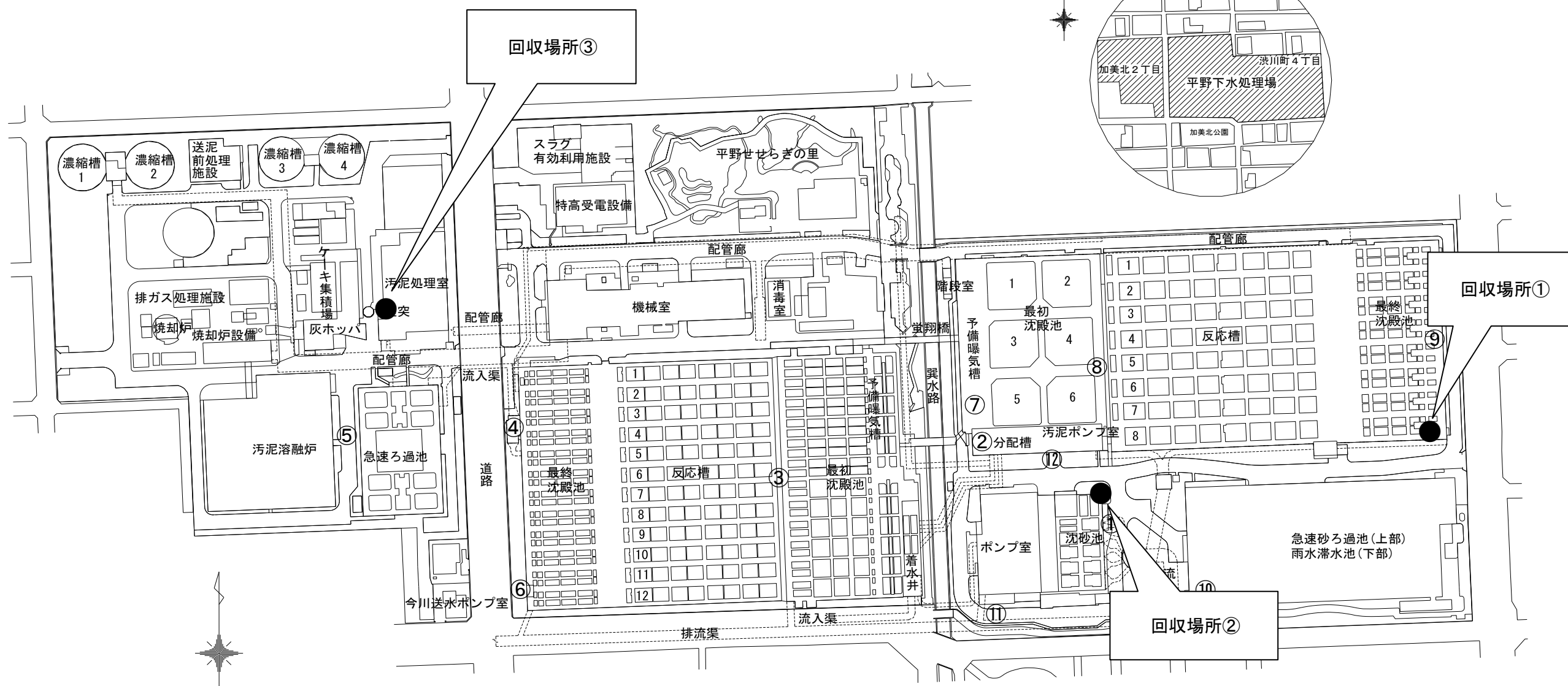
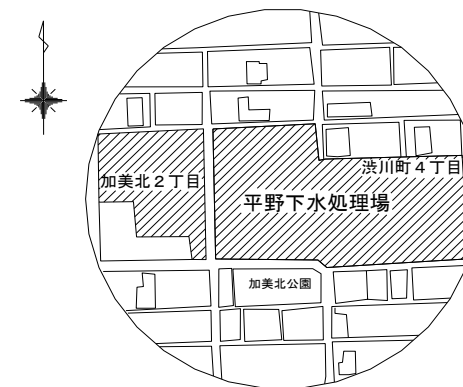
付近見取図



名	2025年度水質機材等運搬業務委託			
称	住之江下水処理場 一般平面図			
	全葉	9	のうち	3 号
尺度	-	図番	-	日付

平野下水処理場 一般平面図

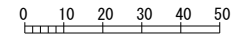
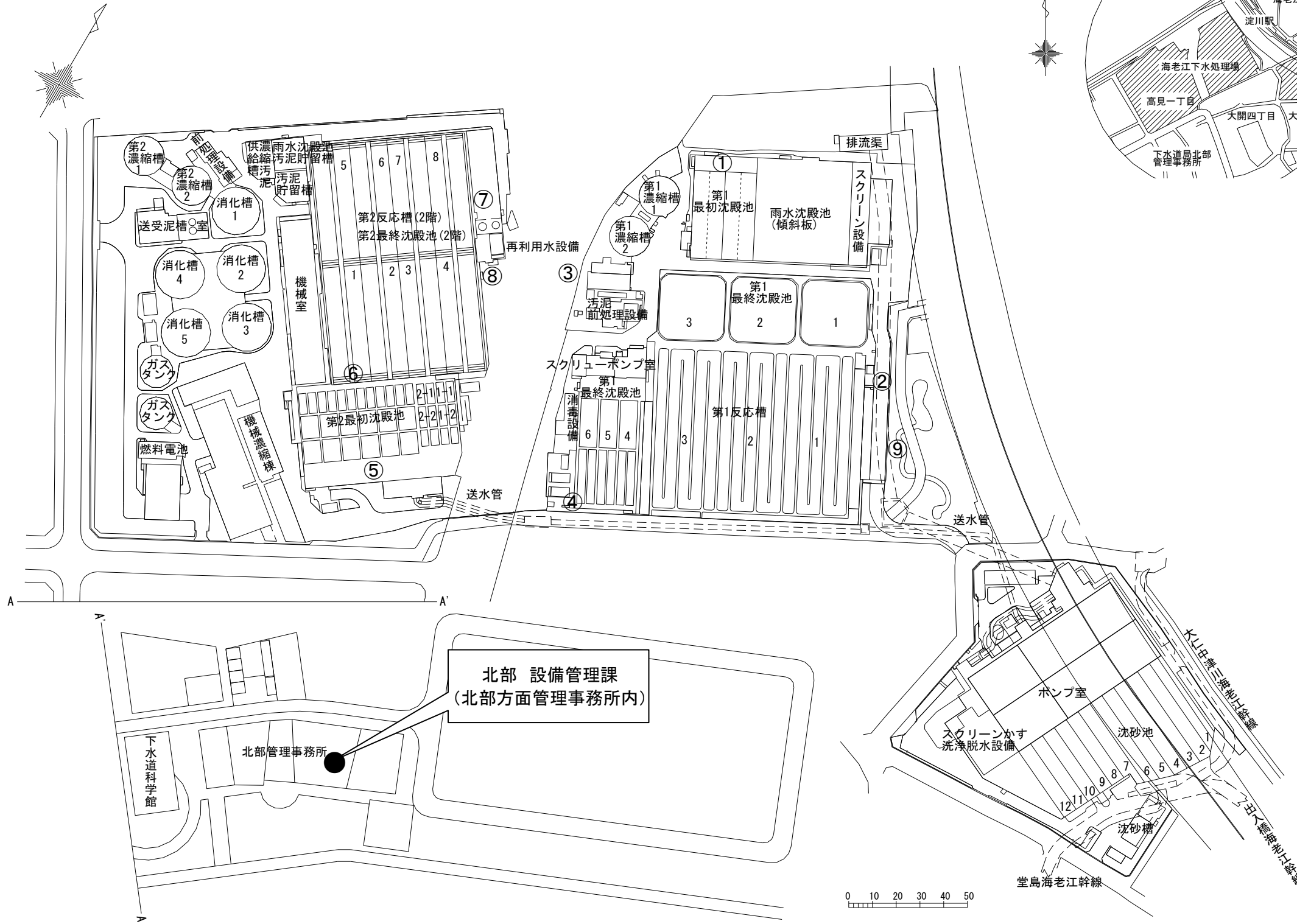
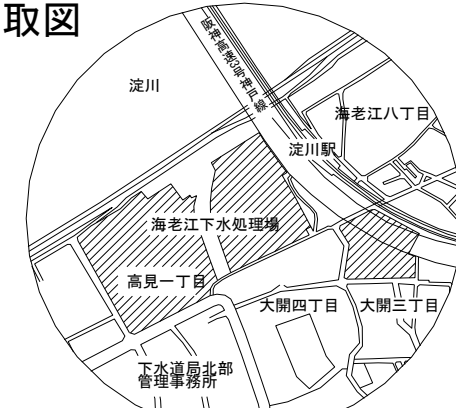
付近見取図



名	2025年度水質機材等運搬業務委託			
	平野下水処理場 一般平面図			
称	全葉 9 のうち 4 号			
	尺度	-	図番	-
		日付	-	
		事業部 水質課		

海老江下水処理場 一般平面図

付近見取図

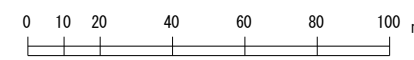
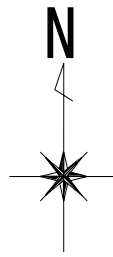
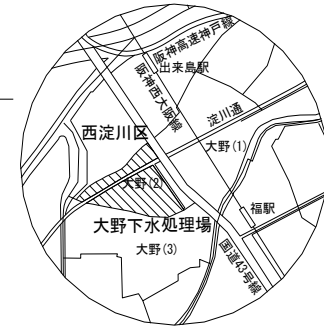
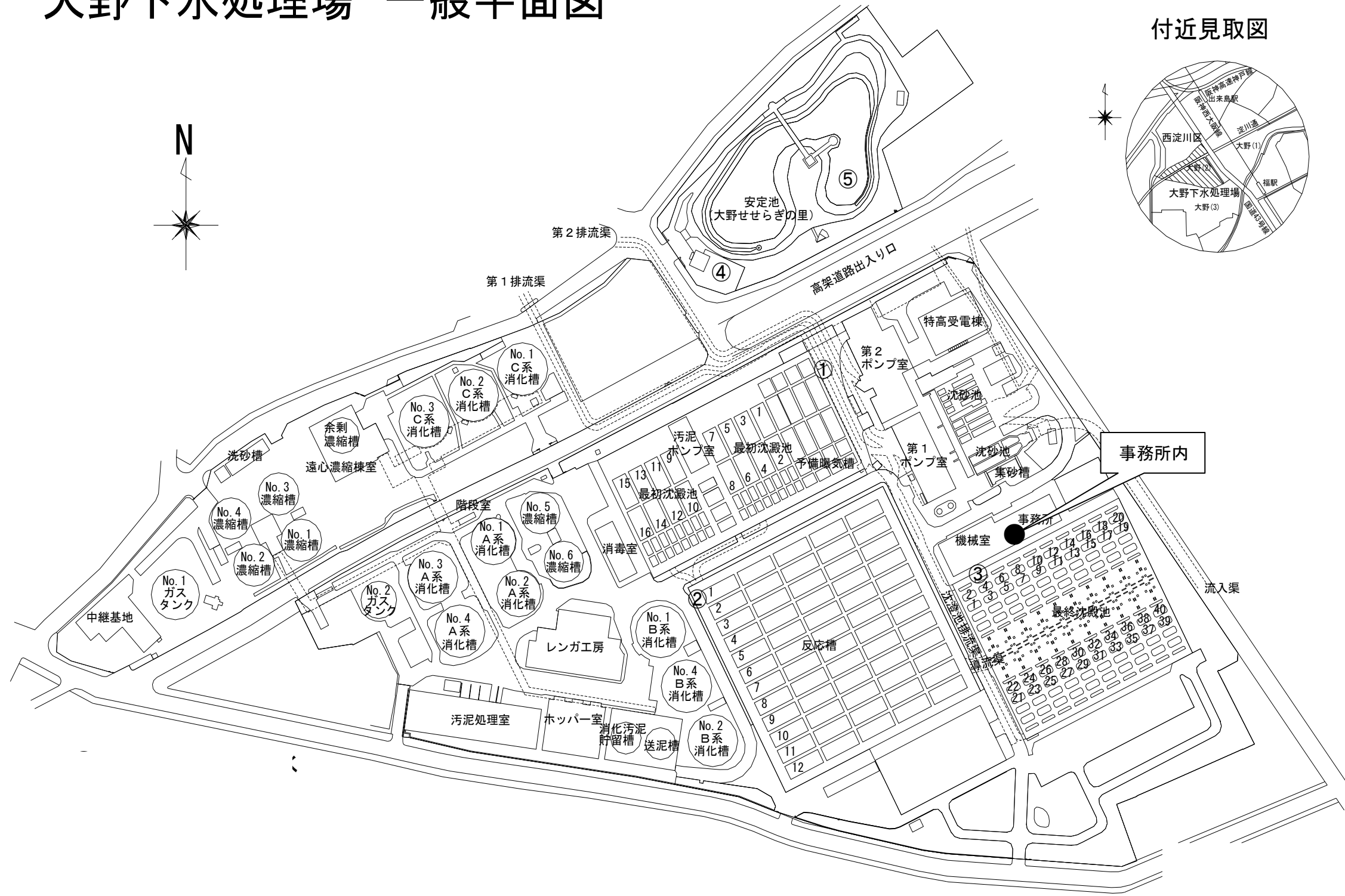


名	2025年度水質機材等運搬業務委託				
称	海老江下水処理場 一般平面図				
	全葉 9 のうち 5 号				
尺度	-	図番	-	日付	-
事業部 水質課					

大阪市福島区大開 4-1-1 4 1
 大阪市此花区高見 1-2-4 7

大野下水処理場 一般平面図

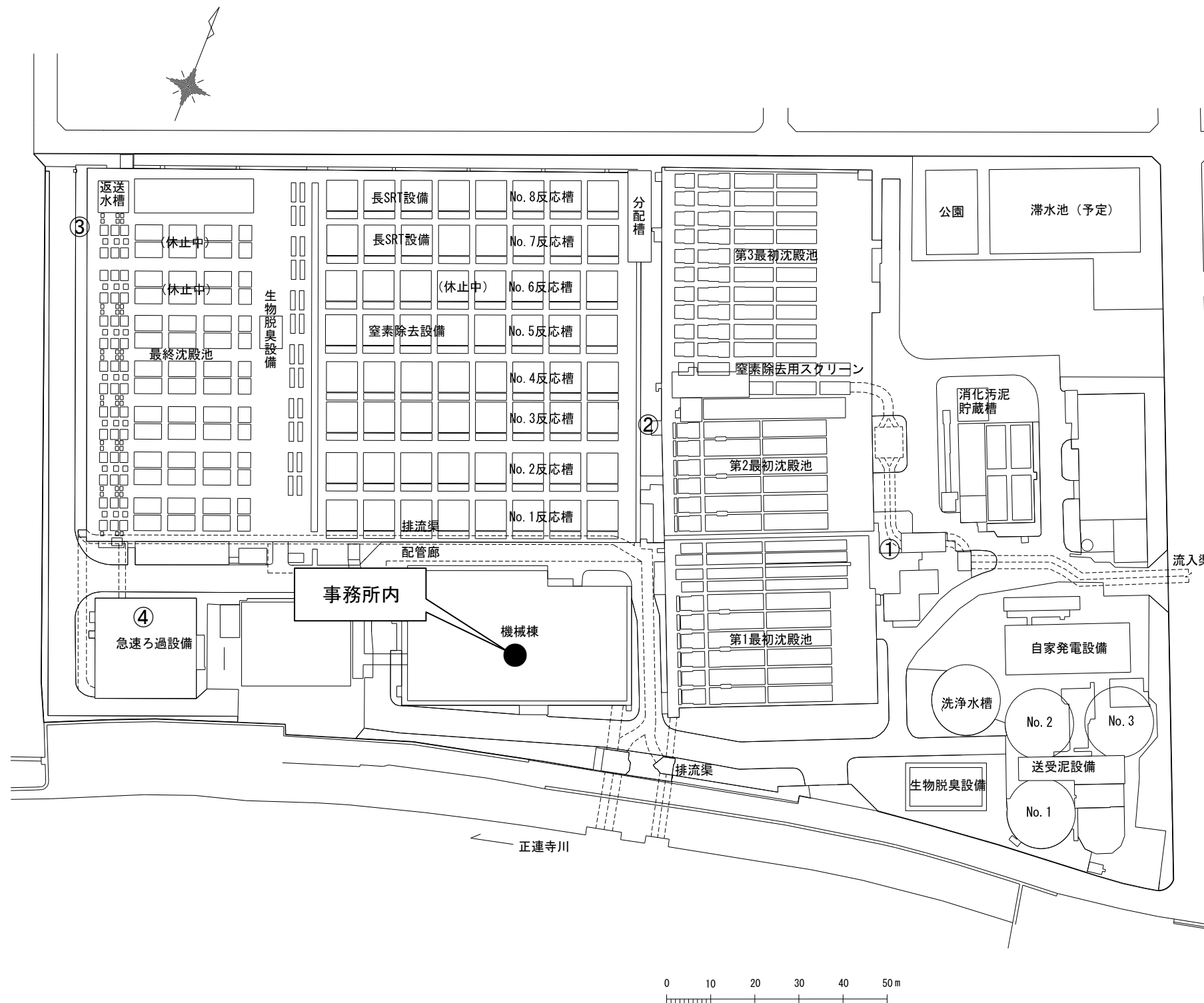
付近見取図



名	2025年度水質機材等運搬業務委託			
	大野下水処理場 一般平面図			
称	全葉 9 のうち 6 号			
	尺度	-	図番	-
		日付	-	
事業部 水質課				

此花下水処理場 一般平面図

付近見取図



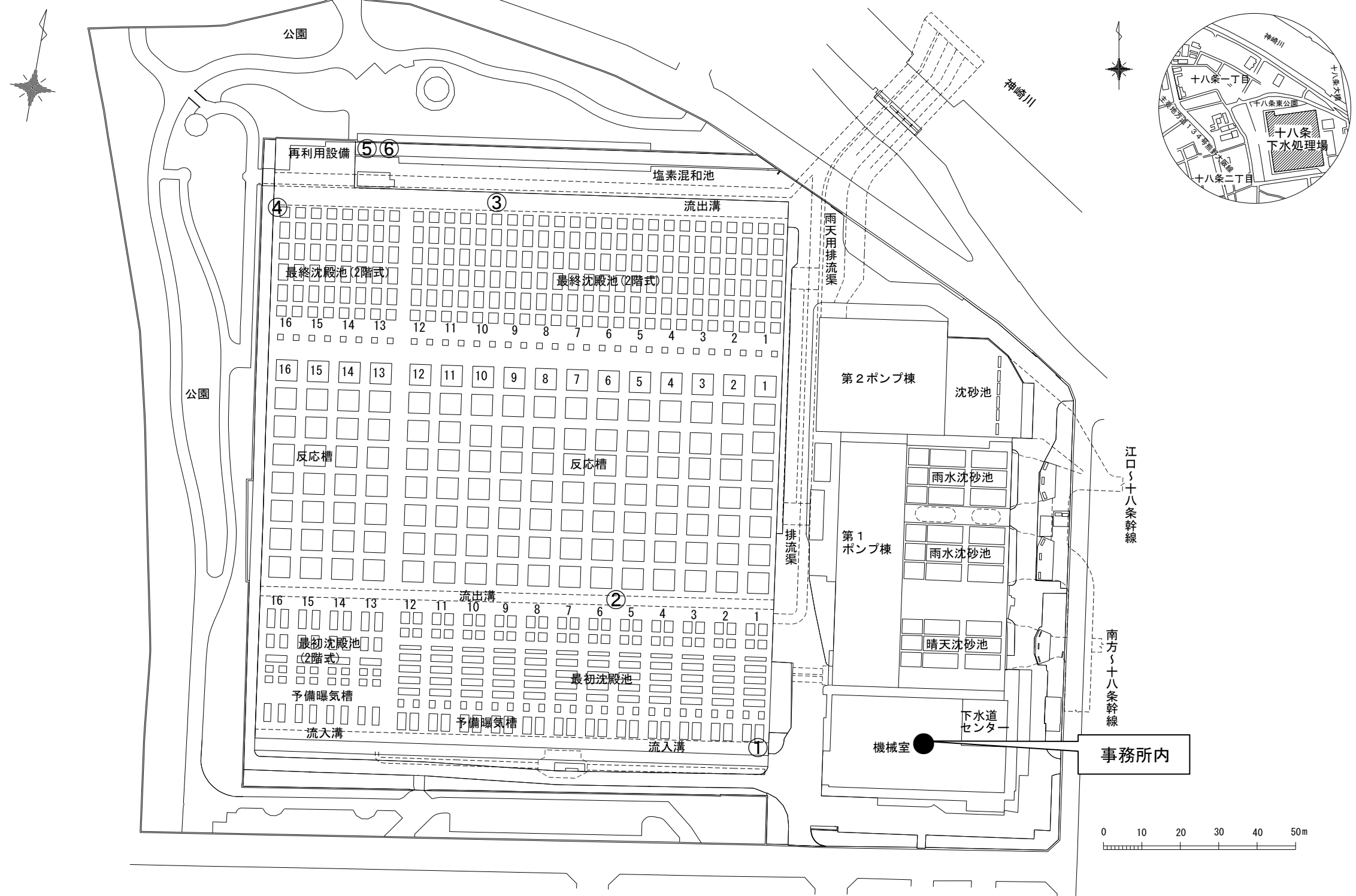
名	2025年度水質機材等運搬業務委託			
	此花下水処理場 一般平面図			
称	全葉 9 のうち 7 号			
	尺度	-	図番	-
		日付		-

大阪市此花区西島5-10-62

事業部 水質課

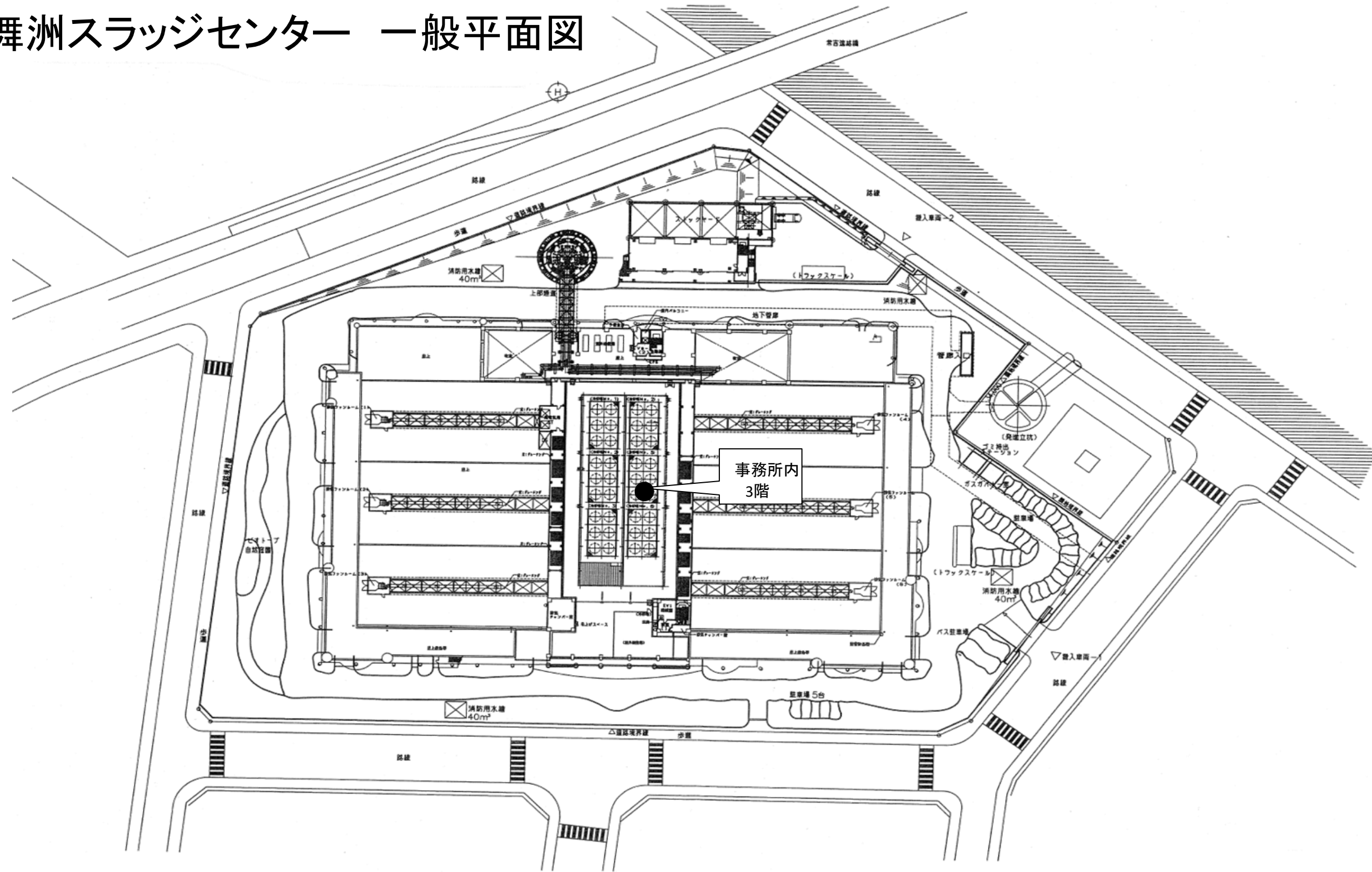
十八条下水処理場 一般平面図

付近見取図



名	2025年度水質機材等運搬業務委託				
	十八条下水処理場 一般平面図				
称	全葉 9 のうち 8 号				
尺度	-	図番	-	日付	-
事業部 水質課					

舞洲スラッジセンター 一般平面図



名 称	2025年度水質機材等運搬業務委託		
	舞洲スラッジセンター 一般平面図		
	全葉 9 のうち 9 号		
尺度	図番	日付	
事業部 水質課			